

民生委員広報啓発員派遣事業について

1 民生委員広報啓発員派遣事業とは？

経験豊かな民生委員が皆さんのところへお伺いし、民生委員制度の重要性や、やりがいなどの説明を行うものです。

2 誰が利用できるの？

おおむね5名以上の県民の皆さんが参加する研修会や会合などが対象です。
また、新型コロナウイルス感染防止の観点から、ZOOM等を活用したオンラインでの研修会等にも対応可能です。
※政治、宗教、営利を目的としたものは除かれます。

3 料金は？

広報啓発員派遣の費用は無料です（交通費や謝礼などは不要です）。
会合や研修会などの実施に要する経費（会場使用料等）は、主催者の負担となります。

4 どうやって申し込むの？

派遣希望日のおおむね2週間前までに、「民生委員広報啓発員派遣申請書」（様式第2号）を福岡県民生委員児童委員協議会（事務局：福岡県社会福祉協議会）へメールまたはFAXでお送りください。

【メール】 chiiki@fuku-shakyo.jp
【FAX】 092-584-3369

5 お願い

- 都合により、ご希望に添えない場合があります。予めご了承ください。
- 研修会または会合の終了後、「民生委員広報啓発員派遣実績報告書」（様式第5号）を福岡県民生委員児童委員協議会へメールまたはFAXでお送りください。

【お問い合わせ先】

福岡県 福祉総務課 地域福祉係

電話 092-643-3243（直通）